

明治廿九年七月六日
訂正職

共有山取締規則

第一章

- 第一條 組合共有山ト他公私有山トノ境界ヲ判明ナラシムル爲メ地圖ヲ製シ各要所ニ標杭ヲ建設シ且松木ヲ植エ以テ境界標トナス
- 第二條 共有山内ニ於テ山林ニ適地ナル場所ハ諸竹木ノ伐採ヲ禁シ且松杉檜等之ニ栽培シ永ク組合村ノ基本トナス
- 第三條 山内禁伐區域ハ總テ標杭ヲ建テ其區域内ニ於テハ堅ク伐採ヲ禁スル旨標杭ニ明書ス

七月廿日

0214

安楽川村文書Ⅱ 文書号

099



ル
第四條 共有山境界調査ハ毎年一回之ヲ爲シ開墾地及貸借地ハ每三年之ヲ調査ス
但調査委員及其時期ハ組合村會之ヲ定ム
第五條 山内ニ於テ許可ヲ得シテ狼リニ開墾又ハ石綿諸石類等ノ探掘ヲナスヘカラス
第六條 本則第廿七條第卅五條ノ許可ヲナスルハ組合村會ノ議決ヲ要ス
第七條 山内ヲ二區若クハ三區ニ分テ一區一人ノ山番ヲ置キ監守ニ從事セシム

但山番人ハ管理者之ヲ任免ス
第八條 山内ニ於テ柴草刈取ノ爲メ入山者ハ山長ノ許可ヲ得テ入山ニシテ山内ノ節ニ必ズ入山ノ許可ヲ得テ入山シ得ル
但山内ノ交付ヲナスル組合村又ハ上草刈取ノ權利アル村内ニ本籍ヲ有スル者ニ限ル
第九條 無鑑札ニテ入山及鑑札ノ貸借賣買ヲ許サス
第十條 入山鑑札水火盜難又ハ紛失シタルハ管理事務所ヘ届出更ニ鑑札ヲ申受クヘシ

0215

安樂川村文書Ⅱ 文番

099



管領鑑札料ハ其都度管理役場へ納ムヘシ

第三十

表
入山鑑札
何名
誰
入山鑑札
之入山印

第十二條 紛失ノ入山鑑札ヲ見當リ候節ハ管理
役場ニ鑑札相添届出シテ
第十三條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

入山鑑札料
香
人
付金拾錢
鑑札請求ノキ徴收

第十四條 牛馬車鑑札料ハ一枚十五錢

第十五條 管領者及掛員ニ於テ入山鑑札ヲ檢視

第十六條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

第十七條 炭灰塊及株樵採掘ヲ禁ス

第十八條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

第十九條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

第二十條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

第二十一條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

第二十二條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

第二十三條 山内山鑑札料ハ左ノ如シ

0216

安樂川村文書 II 文書号

099



五放火ハ勿論凶暴ニ近接シ場所又ハ田畑ノ畦
 三畔ヲ燒拂若シハ之ニ類ス凶犯險ノ所業ヲ
 二テ罪ヲ表シ、罰ヲ杖刑ニシテス
 一、是ノ類ニ第三、章、罰、賞、ニ與
 第十天候、火災ヲ起シ認メ直等ニ管理者又ハ取
 締人へ急報シテ救済者若シハ近傍ノ應援ヲ乞ヒ
 消防ニ盡力セシ者山、溪、溝、池、等、依リ賞
 銀、金、等、與フ受テ消防ニ從事シタル者ハ相
 當ノ日當ヲ與フ一、附、十、五、附

第十七條、本則第二條第三條第五條及第十五條ノ
 諸各項ノ犯ル者ヲ認メ、其ノ中ハ、連、帯、管理、者
 若シテ取締人ヲ通知シタル者ハ金廿錢以上壹
 圓以下ノ賞金ヲ與フ、其ノ中ハ、連、帯、管理、者
 第十八條、盜伐又ハ放火セシ者ヲ認メ、前條ノ如
 ク通知シタル者ハ金三十錢以上二圓以下ノ
 賞金ヲ與フ、其ノ中ハ、連、帯、管理、者
 第十九條、組合村外ノ山、溪、溝、池、等、立入禁裏ヲ廢ス
 又ハ本則ノ各條ヲ違フ者ヲ認メタルハ管理役
 額、引、致、成、ル、者、ニ、ハ、其、賞、ト、シ、テ、五十、錢、以、下

0217

安樂川村文書Ⅱ 文書号

099



運賃金ヲ與テ大ニ善クシテ其貨物ノ運賃ノ額以下
 又ハ本條ノ旨ヲ違フ事ヲ爲スル事ヲ許スル事ヲ
 第二十條 本則第二條第三條第五條ニ違フ者ア
 反テハ其物品器械等ヲ押取シテ金五十錢以上金
 五圓以下違約金トシテ之賠償額トシテ之罰金トシ
 第廿一條 本則第一條及第三條ノ標榜商標
 圖者ハ所爲ノ輕重ニ依テ五十錢以上二圓以下
 之損害賠償トシテ之罰金トシテ之
 第廿二條 本則第四條第五條ノ各項ノ標榜商
 標トシテ其物品器械等ヲ押取シテ三圓以上一

少年以下入山外停止シ又ハ其情重キモノハ三
 十錢以上參円以下違約金トシテ之賠償額トシテ
 第廿三條 組合村内ニ火災ノ事ヲ知リ
 何所ニ急報セ又ハ火災ノ際管理者取締人
 等ヲ消防ノ爲メ人夫募集ニ當リ故ナシトシテ
 無應ニナル者ハ六月以上三年以下入山外許
 第廿四條 數人申合ニ此規約ニ違フ者アリ其違
 約金ヲ出命者ニ罰金トシテ之違約金ヲ出命者
 第廿五條 違約者無量アリ其違約金ヲ出命者

0218



納七ノ宗納ニ至ル迄山内ニ立入ルヲ許サス
 第廿五條 小作地ニ於テ諸石類其他ノ物料ヲ採
 掘シテ下ニ本村用ハ第廿五條ノ手續ヲ經更ニ許
 可ヲ受ケルヘシ
 第廿七條 管理者ニ於テ差間大ニ計議可成土地
 第廿八條 小作米若キ水作米ヲ徵シ永耕作大許可
 第廿九條 小作權有者或ハ舊權維持人居民
 三十日満テ三年以上住居スル者ニ限リ許可ス

第廿九條 山内ニ於テ耕作セシト欲スル者ハ其
 目的及權限又ハ反別小作米額等詳認シ
 第三十條 小作地ハ同一ノ場所ニ於テ二人以上
 出願者アリキハ又ハ必要ノ場合ニハ廣シク
 第卅一條 前條管理者ニ於テ必要ト認
 組合村會ノ決議ヲ隨意契約ナクシテ

第廿二條 耕作權ヲ賣買譲與又ハ代替改名等
 可受シテ耕作權ハ異動大生スルハ管理者ノ認
 可ヲ受クベシ
 第廿三條 耕作地ニ掛ル諸税ハ耕作人ヨリ上納
 小作米ハ毎年一月卅日限リ管理者ヘ
 納付スルコトトシテ同一ノ溝河ニ依テ二人以上
 耕作スルハ耕作人ニ依テ諸税及小作米ヲ滞納ス
 ル者ハ其水作地ヲ引揚更ニ他ノ耕作人ニ充ル者
 得ルベシ
 第廿四條 山頭ニ依テ耕作スル者ハ其
 耕作地ノ石綿諸石類其他ノ物料ヲ採掘ナクシ
 第廿五條 石綿諸石類其他ノ物料ヲ採掘ナクシ

第廿六條 前条ノ許可ヲ請フ者ハ採掘ノ場所及
 採掘ノ面積ノ種類又ハ其年限等詳記シタル
 書面ヲ以テ管理者ヘ願出ヘシ
 第廿七條 契約書ハ左ノ書式ニヨリ爲取替ナク
 ス者トス
 安樂川組合村共有山永耕作爲取替證
 何種何村文字何々
 字何々何番
 山反別何町何反歩

0220

安樂川村文書Ⅱ 文番

099



此小作米何十石也
 右地所今般前記ノ小作米ヲ以テ貸借契約相整
 候付テハ共有山取締規則ノ條々ヲ遵守シ小作
 地ニ係ル地租及諸稅等ハ其納期毎ニ小作人ノ我
 等ヨリ直ニ上納シ且ツ前記ノ小作米ヲ毎年一
 月卅一日限リ管理村役場ヘ無相違相納メ候尤モ
 此小作米ナル者ハ元來借地料ナルカ故ニ裁殖ス
 ル者ノ種類ニ依リ又ハ年ノ豐凶ニ抱既定ノ小
 作米額ヲ増減スル下無之候若シ一期ニテ納金
 ハ勿論小作米ヲ滞納スル等ノ不都合アルハ速

ニ地所引續ク候此場合ニ於テハ開墾裁殖等ノ爲
 メ如何程資金ヲ費シアルモ少シモ還附セサルモ
 ノトス依テ契約證書如件
 本證ハ兩通ヲ作リ双方ニ於テ取替セ置クモトス

何那何村大字何々
 小作人 何 之 誰

田中安樂川組合管理村長
 何 之 誰

明治廿九年何月何日

0221

安樂川村文書Ⅱ 文番

099





古本傳記 卷之四

一、... 二、... 三、... 四、... 五、... 六、... 七、... 八、... 九、... 十、... 十一、... 十二、... 十三、... 十四、... 十五、... 十六、... 十七、... 十八、... 十九、... 二十、... 二十一、... 二十二、... 二十三、... 二十四、... 二十五、... 二十六、... 二十七、... 二十八、... 二十九、... 三十、... 三十一、... 三十二、... 三十三、... 三十四、... 三十五、... 三十六、... 三十七、... 三十八、... 三十九、... 四十、... 四十一、... 四十二、... 四十三、... 四十四、... 四十五、... 四十六、... 四十七、... 四十八、... 四十九、... 五十、...

0222

安楽川村文書 II

文書号

099

